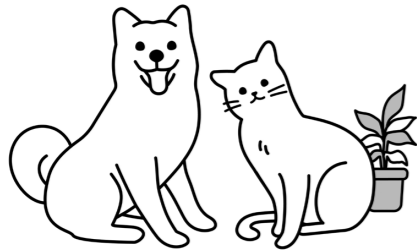


～動物は愛情と責任を持って飼いましょう～

9月20日～26日は**動物愛護週間**です！



動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため『動物の愛護及び管理に関する法律』では、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

動物(ペット)を迎え、正しく飼い、そして見送る。飼い主の心構え次第で、ペットの生涯は大きく変わります。ペットを飼う前も、飼ってからも、地域社会の中でペットと長く幸せに暮らすために「正しい飼い方のこと」を考えてみましょう。



犬の飼い主が守るべきこと

～犬に多いトラブルを防ぐために～

- ▶ 吠え声が迷惑にならないように注意しましょう。
犬が頻繁にほえると、周囲の人にとっては迷惑になります。ほえる理由を見極めて、原因から対処することが大切です。しつけの本を読んだり、高齢による認知障害の夜鳴きの場合は、獣医師に相談したりしましょう。
- ▶ ふん尿の始末を必ず行いましょう。
ふんをしたら、必ず家まで持ち帰りましょう。また、電柱等にオシッコをしたら、水で流すことが飼い主のマナーです。
- ▶ 屋外に犬を連れて行くときは、必ずリードをつけましょう。
犬の行動を制御できる人がリードを持ちましょう。普段はおとなしい犬でも、リードを放してしまうと逃げたり、人にかみついたりすることがあります。また、犬を屋外に連れ出す場合は、時間帯や場所にも配慮しましょう。



猫の飼い主が守るべきこと

～猫に多いトラブルを防ぐために～

- ▶ 室内で飼いましょう。
猫は室内で飼い、交通事故や猫同士の争いによるケガ、感染症等の危険から守りましょう。ふん尿やごみを荒らす、鳴き声がうるさいなど、猫による周囲の人への迷惑をなくすことは、飼い主の責務です。
- ▶ 不妊・去勢手術をして飼いましょう。
不妊・去勢手術をしないしていると、飼い主の知らない間に子猫が生まれることがあります。猫は年2～4回の妊娠が可能で、1回の出産で4～8匹生まれるといわれています。責任をもって世話が数なのかをよく考えましょう。
- ▶ 無責任な餌やりはやめましょう。
野良猫によるふん尿等の苦情が増加しています。無責任な餌やりや置き餌は、交通事故や感染症等の危険にさらされる猫を増やし、近隣トラブルも引き起こします。餌を与えるならば、飼い猫として責任を持って飼いましょう。



ペットの災害対策 ～平常時から災害への備え～

災害は突然起こります。いざというとき、一緒に避難し、ペットの安全を守るには、平常時からの備えと心構えが最も大切です。災害に備えて次のことを行いましょう。

- 飼養ケージを固定するなどの人に準じた安全対策
- 家族や周囲の人たちとの災害に備えた話し合い
- ペットの十分なしつけと健康管理
- 迷子札やマイクロチップなどの所有明示
- ペット用の避難用品や備蓄品の準備

- 犬についての相談 熊谷保健所 ☎048・523・2811
- 猫についての相談 県動物指導センター ☎048・536・2465
- その他 生活環境エコタウン課 ☎581・2121内線222

こども医療費・重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費 受給者の皆さんへ

現物給付方式が埼玉県全域へと拡大します！

町内および一部近隣市町村の医療機関等でのみ実施していた現物給付方式が、埼玉県全域へと拡大します。現物給付方式とは、医療機関等の窓口で、健康保険証と町が発行する受給者証を提示することにより、医療保険制度の適用される医療費の一部負担金を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みのことです。

▶ 変更内容

○変更前

区分	町内	県内	県外	受給者証の色
こども医療費	現物給付方式	町と協定を締結した近隣市町村のみ現物給付方式	償還払い	緑色
重度心身障害者医療費	国保・後期高齢者医療保険加入者のみ現物給付方式	償還払い	償還払い	オレンジ色(療育・身体) 水色(精神)
ひとり親家庭等医療費	償還払い	償還払い	償還払い	青色

○変更後

区分	町内	県内	県外	受給者証の色
こども医療費	現物給付方式	現物給付方式	償還払い	桃色
重度心身障害者医療費	現物給付方式	現物給付方式	償還払い	クリーム色(療育・身体) うすだいだい色(精神)
ひとり親家庭等医療費	現物給付方式	現物給付方式	償還払い	水色

※医療機関等により、現物給付方式に対応していない場合があります。

※償還払いとは、医療保険制度の適用される医療費の一部負担金を医療機関等の窓口で支払い、町に申請することにより、支払った分の一部負担金の支給を受ける仕組みのことです。

▶ 実施時期

- こども医療費 ⇒ 令和4年10月診療分から
- 重度心身障害者医療費 ⇒ 令和4年10月診療分から
- ひとり親家庭等医療費 ⇒ 令和5年1月診療分から

▶ 対象

各医療費助成制度の受給資格がある方

▶ 受給者証の切替について

県内全域の現物給付化に伴い、おおむね各医療費の実施時期の1、2週間前に届くよう新たに受給者証を郵送します。新たな受給者証は、それぞれの実施時期から使用できます。

▶ ひとり親家庭等医療費の自己負担金について

県内全域の現物給付化に伴い、住民税課税の方を対象としていた、ひとり親家庭等医療費の自己負担金はなくなります。

▶ 現物給付にならない(償還払いとなる)場合

- 県外の医療機関等を受診した場合
 - 県内の現物給付に対応していない医療機関等を受診した場合
 - 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師等の施術を受けた場合
 - 一医療機関当たり1カ月の支払いが2万1,000円以上となる場合(保険診療分に限る)
 - その他町が定めた条件に該当する場合
- ※現物給付の対象とならない医療機関等を受診した場合は、今までと同様に償還払いとなります。町担当課窓口へ領収書を添付して申請することで、後日、医療費の一部負担金が指定口座へ振り込まれます。

☎ 共通 ☎581・2121

- こども医療費・ひとり親家庭等医療費について 子育て支援課 ☎内線203～206
- 重度心身障害者医療費について 福祉課 ☎内線121